

平成29年12月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

平成29年12月8日 金曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	三	岳	昭
書記	石	川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町長	山	口	文	夫
副町長	山	口	誠	実
教育長	竹	下	修	治
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	住	吉	克	己
企画財政課長	大	川	豊	文
地域政策課長	野	上	英	了
税務課長	川	内	和	哉
健康推進課長	成	富	浩	樹
会計課長	末	永	安	江
住民福祉課長	荒	木	俊	行
農林水産課長 兼農業委員会事務局長	照	本	茂	法
建設課長	廣	田	洋	一
ダム対策室長	福	田	多	肥
水道課長	太	田	啓	寛
教育次長	吉	永	文	典
行政係長	中	原	敬	介

議事日程

- | | | |
|------|-----------|---|
| 第 1 | 議案第 3 1 号 | 平成 2 9 年度川棚町一般会計補正予算（第 4 回） |
| 第 2 | 議案第 3 2 号 | 平成 2 9 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正
予算（第 3 回） |
| 第 3 | 議案第 3 3 号 | 平成 2 9 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予
算（第 2 回） |
| 第 4 | 議案第 3 4 号 | 平成 2 9 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算
（第 2 回） |
| 第 5 | 議案第 3 5 号 | 平成 2 9 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算
（第 2 回） |
| 第 6 | 議案第 3 6 号 | 平成 2 9 年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予
算（第 2 回） |
| 第 7 | 議案第 3 7 号 | 川棚町中山間ふるさと農村活性化基金条例の一部を
改正する条例 |
| 第 8 | 議案第 3 8 号 | 川棚町営農業集落環境基盤整備事業の分担金徴収に
関する条例を廃止する条例 |
| 第 9 | 議案第 3 9 号 | 川棚町農道事業等の分担金徴収に関する条例の一部
を改正する条例 |
| 第 10 | 議案第 4 0 号 | 川棚町農地災害復旧事業分担金徴収条例 |
| 第 11 | 議案第 4 1 号 | 川棚町営土地改良事業計画の変更の件 |
| 第 12 | 議案第 4 2 号 | 川棚町下水道事業の設置等に関する条例 |

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 日程第1、議案第31号「平成29年度川棚町一般会計補正予算（第4回）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 皆様おはようございます。議案第31号「平成29年度川棚町一般会計補正予算（第4回）」について提案理由をご説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,596万3,000円を減額し、歳入歳出の総額を60億1,459万9,000円にしようとするものであり、併わせて債務負担行為補正として2件の追加並びに地方債補正を行なおうとするものであります。

今回の補正の主なものとしては、歳入においては、町税の増額、補助決定等による国県支出金の増減、歳出においては4月の人事異動による職員配置の変動に伴う人件費の増減、保育所等職員の処遇改善加算の新設に伴う保育所等給付費の増額、新入学学用品の入学前支給に対応するための中学校教育振興費の増額、社会資本整備総合交付金の決定額に合わせた事業費の増減、特別会計の補正に対応した操出金の増減などが主な内容であります。その他当初予算編成後の事業変更等に対応するため、必要な事業費について計上したものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。おはようございます。それでは、内容についてご説明をいたします。説明にあたりましては事項別明細書の歳出からご説明いたします。

なお、今回の補正予算におきましては、町長が申しあげましたように、人事異動による職員配置の変動により、2節給料、3節職員手当等、4節共済

費において、1款議会費から10款教育費まで、全編通じて増減の補正が生じております。これは総じて人事異動という共通事項でありますので、説明に際しましては人件費の補正という表現で簡略にご説明したいと思っておりますので、あらかじめご了承いただきますようお願いいたします。それでは歳出の24ページ、25ページをお開きください。

まず1款議会費であります。事務局費6万9,000円の減。これは人件費の補正でございます。次のページをお願いいたします。

2款総務費であります。1項1目一般管理費702万5,000円の減額。これも人件費の補正であります。

3目財政管理費であります。こちらはふるさと納税に要する費用の増額で100万円でございます。役務費15万円につきましては公金決済、専用サイト運営手数料であります。13節委託料は返礼品にかかる委託料であります。

7目情報通信基盤整備事業費。光ブロードバンド基盤整備事業費340万円の増額であります。こちらは引き込み線の設置工事が増加、加入件数の増により増加をしております。不足が生じるので工事請負費の増額を行うものであります。

9目地域づくり事業費。結婚新生活支援事業費であります。こちらも補助制度実績から見まして、今後も見込まれるので必要額を70万8,000円増額しているものであります。こちらはその4分の3が、県補助が充当されるものであります。

次に、2項1目税務総務費、そしてその下の3項1目戸籍住民基本台帳費、4項1目選挙管理委員会費、この3つはいずれも人件費の補正でございます。次のページをお願いいたします。

3款民生費であります。1項1目社会福祉総務費、説明欄の社会福祉総務費23万3,000円。こちらは人件費補正でございます。国民健康保険事業費54万6,000円の減額。これは特別会計の補正に伴う減額であります。

後期高齢者医療保険基盤安定負担金事業費15万2,000円の減額。こちらも28節繰出金の減でありまして、これは基盤安定負担金の歳入の決定に合わせた減額であります。

後期高齢者医療保険事業費。こちらも全部28節繰出金であります。こちらも特別会計の補正に合わせた増額であります。

次に介護保険事業費であります。これは内訳があります。まず3節に8万3,000円の増額、4節に15万2,000円の増額。こちらは人件費の補正であります。残り55万4,000円が28節繰出金でありまして、こちらは介護保険の特別会計補正に合わせた増額であります。

続きまして、2目障害福祉費であります。説明欄の障害福祉サービス事業費であります。55万8,000円。こちらはすべて13節委託料であります。内容としましては、法改正に伴うシステム改修のための委託料であります。こちらにつきましては一部補助があります。

続きまして、地域生活支援事業費であります。こちらは内訳があります。

まず、13節が20万円の減額であります。そして19節に12万9,200円の増となっております。増額につきましては聴覚障がい者の方の意思疎通支援事業に要する費用を追加したものであります。残りは合わせて成年後見制度利用支援事業、こちらの費用を予算の組み替えを行っております。

続きまして、3目老人福祉費であります。養護老人保護措置費であります。これは8節報償費に3万6,000円の増。そして13節に813万5,000円という内訳であります。

8節3万6,000円につきましては、入所判定委員会の開催に要する報償費の増額であります。残り13節につきましては、養護老人施設措置費の増額、実績に見合わせた増額であります。

次の敬老事業費であります。これも内訳があります。8節に5万円の増。

これは敬老祝金の不足が見込まれるので増額をしております。そして13節28万5,000円の減、14節4万8,000円の減であります。これは敬老の行事の終了に伴う不用額の減を行うものであります。

続きまして、5目国民年金事務費であります。12万1,000円の増。

まず、3節、4節につきましては人件費の補正であります。13節委託料につきましては、システム改修のための委託料でありまして、これは全額国庫支出金により補助があります。

続きまして、2項1目児童福祉総務費であります。こちらは3節、4節すべて人件費補正であります。次のページをお願いいたします。

子ども・子育て支援事業費。委託料の18万8,000円の増であります
が、こちらは電算システムの改修に要する委託料であります。こちらもほぼ
全額補助が充当されるものであります。

2目児童措置費であります。こちらは保育所等給付費1,716万8,0
00円の増額であります。これにつきましては各施設の入所数、定員の異動
による増減もありますが、主なものとしましては、保育職員の処遇改善加算
制度の新設による補助金の増額が主なものとなっております。次のページを
お願いいたします。

4款衛生費であります。1項1目保健衛生総務費であります。保健衛生総
務費559万円の減額。これはすべて人件費補正であります。

次の母子保健事業費であります。これは120万円はすべて8節報償費で
あります。こちらは出産祝金に不足が見込まれますので、増額を行うもので
あります。

国民健康保険事業費2,000円ありますが、これは人件費補正であり
ます。

未熟児養育事業費。こちらはすべて20節であります。これは不足が見込
まれますので、増額を行うものであります。

5目環境衛生費。こちらは、3節につきましては人件費補正であります。
そして、7節賃金は不足が見込まれるので追加を行うもので、9節旅費に
つきましては不用額の減であります。

3項1目公害対策費。合併処理浄化槽費10万6,000円。こちらは不
足が見込まれますので、増額を行うものであります。次のページをお願いい
たします。

6款農林水産業費であります。1項2目農業総務費42万7,000円の
減。これはすべて人件費補正であります。3目の農業振興費の中のイノシシ
緊急特別対策事業費193万円の増額であります。こちらは中山間所得向
上支援事業を活用した取り組みによる増額でありまして、ほぼ全額が補助と
なっております。

環境保全型農業直接支払交付金事業費5万7,000円の増であります。

これは農事組合法人中山の取り組み面積の増による補助金の増額でありま
す。このうち4分の3が補助となっております。

5目農地費であります。農地管理費、旅費4万8,000円。これは不足が見込まれますので増額を行っております。

2項1目林業総務費。こちらにも旅費に不足が見込まれますので追加を行っております。次のページをお願いいたします。

7款商工費であります。1項1目商工総務費5万3,000円。これはすべて人件費補正であります。

3目観光費112万円であります。これは観光施設事業特別会計における補正に見合わせた繰出金の増額であります。次のページをお願いいたします。

8款土木費であります。1項1目土木総務費30万9,000円の減。これは人件費補正であります。

2項2目道路維持費140万円の増であります。まず、13目委託料につきましては、町道の樹木等の伐採の委託料の増額であります。

15節工事請負費につきましては、50万円につきましては、段差解消等安全確保上、緊急対応を要する箇所が生じておりますので追加を行ったものであります。

17目公有財産購入費50万円、こちらは町道路肩改修工事におきまして、用地買収を要する箇所が生じたので増額を行ったものであります。

3目道路新設改良費。道路新設改良事業費の123万7,000円の増額であります。こちら、県道大崎公園線改良工事の追加が生じておりますので、それに伴う地元負担金の増額であります。すべてこれは19節であります。

続きまして、社会資本整備総合交付金事業費（新設改良）であります。1億332万6,000円、大きな減額となっておりますが、こちらは交付金の決定額に大きな減がありまして、それに、決定額に見合わせて事業費の見直し、縮小を行ったものであります。合せて予算の組み替えも行なっております。

4目の橋梁維持費の社会資本整備総合交付金事業費（橋梁）142万7,000円の減であります。これも交付金の決定額に見合わせて事業費の見直しを行っております。

3項2目ダム対策費。これにつきましては人件費補正であります。

5 項 3 目公共下水道費であります。こちら、公共下水道事業特別会計の補正に見合わせた増額であります。

6 項 1 目住宅管理費であります。70 万円の増です。こちらは町営住宅の設備等の修繕が増加しており、不足が見込まれますので修繕費として需用費の増額 70 万円を行うものであります。次のページをお願いいたします。

10 款教育費であります。1 項 2 目事務局費につきましては、すべて人件費補正であります。

3 項 1 目学校管理費であります。川棚中学校管理費 70 万円、備品購入費の増額であります。こちらは 30 年度入学予定の病弱児対応のため、可搬型階段昇降機を購入し、対応するための備品購入費の増であります。

2 目教育振興費の川棚中学校教育振興費であります。20 節扶助費 130 万円を増額するものでありますが、こちらは平成 30 年度から新入学学用品の就学援助につきまして、入学前支給を行うということで、現在事務を進めております。その分に対応する扶助費の増額であります。

なお、小学校支給分につきましては、試算したところ、現行予算の範囲で不足が生じないと見込んでおりますので、今回の補正には対応しておりません。

5 項 1 目社会教育総務費であります。これはすべて人件費補正であります。

3 目公会堂費。公会堂管理費 150 万円の増であります。需用費、11 節需用費であります。こちらは空調設備の修繕並びに客席誘導灯、煙探知機の修繕に要する需用費の増額であります。

7 項 1 目、7 項学校給食共同調理場費 1 目管理費につきましては、これはすべて人件費の補正であります。次のページをお願いいたします。

11 款災害復旧費であります。1 項 1 目農地農業施設災害復旧費の、災害復旧費 27 万 8,000 円の増であります。こちらは中山の山口地区における農地災害復旧に要する工事請負費の増額であります。次のページをお願いいたします。

12 款公債費であります。1 項 1 目元金、87 万 8,000 円の増。そして 2 目利子、425 万 2,000 円の減額であります。これにつきましては 29 年度の借入分の額、利率の確定並びに 29 年度において利率見直し分の

利率決定による増減であります。次のページをお願いいたします。

14 款予備費であります。1 項 1 目予備費、1,006 万 9,000 円の増としております。これは歳入歳出見合いによる調整を行ったものであります。48 ページ以降につきましては給与費明細書をお付けしておりますが、こちらの説明は省略とさせていただきます。

それでは歳入の説明に移ります。8 ページをお開きください。

1 款町税であります。1 項町民税 1 目個人であります。合計で 1,500 万円の増としております。これは歳入増が見込まれますので今回増としておりますが、内訳につきましては説明欄記載のとおりであります。次のページをお願いいたします。

11 款分担金及び負担金であります。1 項 1 目民生費負担金であります。

説明欄に書いておりますように、これは各園の保育料であります。10 月末の入所人員の状況により決算を試算した結果、増額が見込まれますので今回増額を行ったものであります。

5 目衛生費負担金であります。未熟児療養医療保護者負担金 20 万円がありますが、これは歳出で説明しました未熟児養育事業の増に合わせた増額であります。次のページをお願いいたします。

12 款使用料及び手数料、1 項 1 目総務使用料であります。光ブロードバンド基盤使用料 120 万円の増額であります。こちらは加入件数の増額により、使用料の増が見込まれますので増額を行ったものであります。次のページをお願いいたします。

13 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金の児童措置費、私立保育園・認定こども園 624 万 7,000 円の増であります。これは歳出の保育所等給付費の増に対応した国の補助であります。

2 目衛生費国庫負担金の母子保健衛生費国庫負担金 15 万円がありますが、こちらは歳出の未熟児養育事業費の増に対応した国の補助であります。

2 項 1 目民生費国庫補助金。説明欄の障害者総合支援事業費補助金 34 万 2,000 円でございますが、これは障害福祉サービス事業費におけるシステム改修の補助であります。

次の子ども・子育て支援事業交付金 18 万 7,000 円。これもシステム改修に対する補助であります。

2目衛生費国庫補助金。循環型社会形成推進交付金事業費補助金3万5,000円。これは歳出の合併処理浄化槽費の増に伴う補助であります。

3目土木費国庫補助金。社会資本整備総合交付金6,465万3,000円の減であります。歳出の折に申しあげました補助決定額に合わせた減額であります。

3項2目民生費委託金。基礎年金等事務費交付金15万円ではありますが、国民年金事務費におけるシステム改修に対する補助であります。次のページをお願いいたします。

14款県支出金、1項2目民生費県負担金であります。まず説明欄の児童措置費私立保育園・認定こども園223万4,000円の増であります。保育所等給付費の増額に対する県の補助であります。

続きまして、後期高齢者医療保険基盤安定負担金11万5,000円の減であります。これは決定額に合わせた減額であります。

6目衛生費県負担金。長崎県未熟児医療費県費負担金7万5,000円ではありますが、これは未熟児養育事業の増に見合わせた県の補助であります。

2項1目総務費県補助金であります。結婚新生活支援事業費補助金ではありますが、これも歳出の折に説明しました結婚新生活支援事業費の補助であります。

3目衛生費県補助金ではありますが、これは説明欄のとおり、合併処理浄化槽費の増に見合う県の補助であります。

5目農林水産業県補助金。まずは、イノシシ緊急特別対策事業費補助金ではありますが、そして環境保全型農業直接支払交付金、これは歳出の折に説明した名称どおりの事業費の補助であります。次のページをお願いいたします。

16款寄附金であります。1項5目農林水産業費寄附金。農業費寄附金5万6,000円ではありますが、これは災害復旧費の追加にかかる寄附の追加であります。次のページをお願いいたします。

19款諸収入であります。4項5目雑入。まず、後期高齢者医療事業委託料73万5,000円あります。これは健診委託料でありまして、受診者の増により委託料の増となっております。

続きまして、長崎県町村会人材育成事業補助金86万4,000円であり

ます。こちらにつきましては、現在、長崎県産業振興財団に派遣しております職員の人件費等につきましては、県町村会から補助があるものであります。

次のページをお願いいたします。

20款町債であります。1項4目土木債。まず、地方道路等整備事業債110万円であります。こちらは県道大崎公園線の事業費の増に見合わせて、地元負担金に伴うものであります。

続きまして、社会資本整備総合交付金事業債3,630万円の減であります。交付金の減額に見合わせ、事業を見直した結果による減であります。

以上が歳入についての説明であります。

次に、第3表地方債補正に移ります。4ページをお開きください。第3表地方債補正であります。先ほど説明いたしました20款町債に対応するものであります。表にお示しをしておりますように、2つの項目につきまして変更を行うものであります。下の計をご覧くださいますように細かな内容は省略をいたしますが、合計で補正前が4億3,010万円を、補正後は3億9,490万円にしようとするものであります。利率等、起債の方法、利率、償還方法は従前のおりであります。

次に、第2表債務負担行為補正についてご説明をいたします。1枚戻って3ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正、今回2件の追加を行いたく、表に掲げております。

まず1件目の総合行政システム機器更新であります。期間は平成30年度から平成34年度まで、限度額は2,300万円であります。現在の総合行政システム機器につきましては、平成24年2月にリース契約に導入し、平成29年1月で当初のリース契約期間が満了し、現在はサポートを延長して使用をしております。しかしながら、平成30年度以降はサポートの継続は受けられなくなりますので、平成30年度において更新を行い、5年間のリース契約により使用する予定であります。この更新後の新たな総合行政システムに関わるリース使用料自体につきましては、平成30年4月以降に発生するものであります。この総合行政システムの更新につきましては機器の決定後、発注から納品、設置に至るまで2ヶ月程度要することから、平成30年1月から2月頃には、30年度から34年度までの間にかかるリース契約について契約締結を行う必要があります。そのようなことから、この契

約を行うにはその期間と限度額について債務負担行為として定める必要がありますので、今回、債務負担行為補正として追加を行うものであります。

次に、2件目についてご説明いたします。日本政策金融公庫が長崎県林業公社に貸し付けた資金につきましては、もし万一に日本政策金融公庫が損失を受けた場合は、長崎県が日本政策金融公庫に対して損失補償を行い、そして長崎県がその補償を行ったときは、関係市町は長崎県に対し、事業割合に応じてその損失の一部を保証するということになっております。本町においてはそのことについて、川棚町林業開発促進資金融資損失補償条例を制定しているところであり、このたび、日本政策金融公庫から長崎県林業公社へ利用間伐推進資金2,600万円の貸し付けがあったことから、10月11日付で長崎県農林部長から損失補償契約の締結について依頼が来ております。本町はこの依頼に対して、先ほど申し上げた条例に基づき、長崎県と損失補償契約を行う必要がありますので、今回、債務負担行為補正として追加を行うものであります。表の中の事項につきましては、ただいま要約して説明しましたので、読み上げは省略させていただきます。期間につきましては、平成29年度から平成40年度まで、限度額につきましては長崎県林業公社が借り入れた2,600万円の2万分の49であります。この補償割合の率は、この借入に係る市町の事業割合によって算出されたものであります。

以上が平成29年度一般会計補正予算（第4回）の内容であります。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。小谷議員。

9 番 小 谷 39ページの歳出の分ですけれども、社会資本整備総合交付金事業の見直し等行われておりますが、この新設改良の分と橋梁の分と2件あるみたいですが、もうちょっと詳細をお願いいたします。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 それでは、私の方からご説明をいたします。社会資本整備総合交付金事業の中では、道路事業に係るものが3事業、町道東臨港線歩道設置工事、町道上組西部線歩道設置工事、町道中倉線歩道設置工事であります。

まず、東臨港線につきましては、当初、町が当初予算で計上いたしました

事業費ベースでいきますと2,800万円。交付決定がありましたのが2,849万8,000円で、この事業につきましては49万8,000円の増。1,8%。

上組西部線につきましては、当初予算が1億3,600万、交付決定が9,309万3,000円、4,290万7,000円の減になっております。31.5%。

中倉線歩道設置工事につきましては、当初7,300万。決定が1,199万9,000円。6,100万1,000円の減。83.6%の減です。

道路事業全体でいきますと、2億3,700万円の当初に対して、決定が1億3,359万円ということで、事業費ベースで1億341万円の減。率で行きますと43.6%の減となっております。

橋梁につきましては2件の事業であります。まず、町道下百津線ほか2線橋梁補修業務。当初が1,000万円。決定が857万3,000円。142万7,000円の減。14.3%です。

もう1つが、川棚町橋梁定期点検業務。これにつきましては当初の1,000万と、交付決定も1,000万でプラマイはございません。橋梁2件で2,000万円の当初に対しての決定が1,857万3,000円となっております。以上です。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 今、社会資本整備総合交付金事業のですね、減額の説明があったんですが、この減額によってですね、工事の内容とか工期等にですね、どのように影響してくるのかですね。その点の説明をお願いしたい。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 はい。私の方からお答えをさせていただきます。まず、工事の内容につきましてはですが、工事といたしましては当初予定をしていた工事を順調に進めております。特に上組西部線につきましては、今、橋梁の架け替え工事に着手をしております。ただ、その他の附属する工事が一部できないということで、その分については次年度以降に回るということになります。

ただ、東臨港線と上組西部線については大きな工期の先送りというのは、今のところは予定をしております。ただ、中倉線につきましては、大幅

な減額になっております。中倉線は今、用地補償について医療センター等々と協議を進めているところでありまして、ぜひ30年度には協議を整えて前に進めたいと思っておりますので、現在、中倉線についても計画していた年度で終了したいというふうに予定をしているところであります。

橋梁関係につきましては、大幅な減額ではありませんので、そのまま順調に予定どおり進めていきたいというふうに思っております。以上です。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 29ページの地域生活支援事業費についてですが、意思疎通の支援事業費と成年後見の支援事業についての何か変更があって、このプラスの129万2,000円ってなっているという説明でしたが、その事業内容の変更についてお聞きいたします。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。ただいまのご質問についてお答えいたします。まず、地域生活支援事業につきましては、成年後見の申立て事業、それから意思疎通支援事業ということですね、聴覚障がい者に対する要約筆記事業ですね。こういったものが中身として計上しているところでございます。

成年後見の申立につきましては、当初予算では13節の委託料としてですね、一括して司法書士の先生にですね、一括して事業を、申し立ての経費を一括して計上をしておったんですけれども、そうした場合に時間を要する部分もございまして、今回緊急に町の方で行うような必要がありましたので、この組み替えによりましてですね、印紙代とかですね、その手数料、申立てにかかる手数料、こういったものにですね、委託料を振り分けて、町の方で事業を実施するようにいたしております。

それともう1つ、意思疎通支援事業につきましては、先ほど申しましたように聴覚障がい者がですね、大学に通っているという生徒さんでございましてけれども、その授業を受けるのがですね、なかなか難しいという状況が生じておりますので、これに対して支援をお願いしたいということでした。そのため町としましても、本来この地域支援事業の意思疎通については、福祉組合の東彼地区のエールの方にですね、から、そういった要約筆記者等の派遣事業を行っておりますけれども、この費用については町の方から、川棚町の住民さんでございましたので、これを町の方が、川棚町の方が負担する必要

が生じたので、これを福祉組合の方のですね、分担金の方に町として負担をする必要がありましたので、そういったことで19節の方に129万2,000円という、額がちょっと高額になりますけれども、必要となりましたので予算を計上したものでございます。以上です。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 それからもう1点、同じ29ページのすぐ下の方に、養護老人保護措置費の増額がありますが、これは実績に合わせて増額するという説明でしたけれども、その対象者の人数が増えたのであらうと思いますが、何人ぐらい増えたのかとか、そういった具体的な数値的なものを聞きたいと思います。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。ただいまご質問がありました、養護老人保護措置費の関係でございますが、措置の人数につきましては、29年度の予算につきまして当初予算では、27年度の実績から28年度の状態を加味しながら当初予算として計上をしておりましたけれども、29年度になりまして、また措置対象者が増えたというようなことでございます。27年度の月平均で19名でございますが、28年度につきましては約21名、月平均ですね。29年度におきましては23人ぐらいに、月平均23人ぐらいに増えていきましたので、こうした要因によりまして増額補正が必要となったものでございます。以上です。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 2つお尋ねします。1点目は33ページです。出産祝金の不足が生じるので、補正を120万組まれております。その一方で、未熟児の養育事業費も不足が見込まれるということでした。生まれる一方で未熟児が増えるということも、これは問題があると思いますので、妊婦さんに対する指導はどのようになさっているのかっていうのが1つですね。

それと41ページの川棚中学校養育振興費の中の入学準備金が、前倒して支払われることになってよかったと思います。それと、小学校は予算の中で処理ができるので補正は組まれなかったということでしたけれども、見込まれる人数を小学入学、中学校入学の児童生徒の数を教えてほしいと思います。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 久保田議員の質問にお答えいたします。まず、この母子保健事業の出産祝金の数と未熟児養育事業の人数とか事業数とか、そういった関連はわからないし、関係はないと思われまます。

まず、この出産祝金の当初予算の計上の仕方なんですけれども、例年20人ほどを見込んで計上をしておりました。ただ、29年度におきましては、母子手帳の交付の件数ですね、それを取りあえず件数として上げて、それが120万、12名分を計上していたというところなんです。例年ですね、28人から26人とか、30人を超える年もあったんですけれども、増えたときにはですね、これは第3子に対する補助金なんですけれども、増えた時にはその実情に合わせて補正で対応をしていこうというところで、当初予算においては12名分を計上をしていたというところなんです。今回、11月現在で10名分、それから今後の、それ以降の母子手帳の交付状況からですね、だいたい14名分ぐらいを今後必要となっていくだろうというところで、今回の補正をしていたところでございます。

それから、未熟児に対する講習、保健指導等につきましては、母子手帳の交付時にですね、保健士の方からそれについての知識であるとか、保健指導とかは行っているものと思えます。以上でございます。

議 長 教育次長。

教育次長 久保田議員の質問にお答えします。中学校と小学校の見込みってということなんですけど、中学校は現在小学校6年生がそのまま上がっていきますので、数は予想されます。中学校は22名です。小学校についてはですね、29年度と同じ人間、人数12名を予定をしております。以上です。

議 長 三岳議員。

3 番 三 岳 3番、三岳です。35ページのですね、これは農業振興費の中でのですね、イノシシ緊急特別対策ですか。これは先ほど説明では所得向上という言葉が出てきたんですが、確かに県の補助金が全額ということで、こういった新たな事業がされるのかですね、ご説明をいただきたいと思えます。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 はい。それでは三岳議員の質問にお答えいたします。所得向上、この事業につきましては、名称が中山間地域所得向上対策事業といたします。これは、平成28年度に国が補正予算を計上して創設をされたものでありまして、その予算の一部に関しては、平成29年度に国において繰越がされております。そういったことで、中山間地域の所得向上を目的とした事業ということですので、今回、本町におきましてはイノシシのワイヤーメッシュの設置を下組地区と木場地区に設置をするというふうなことで、被害の低減を行って所得の向上を図るというふうなことで考えております。以上です。

議 長 堀池議員。

7 番 堀 池 27ページのところなんですけども、7番の情報通信基盤整備事業費。そこで、光ブロードバンドの基盤整備事業費で340万と。今回加入件数が増加して引き込み線の工事が必要だということだったんですけども、増加しているのは久しぶりに聞いたなと思うんですけど、だいたい何件ぐらいの予定でこれをされているのでしょうか。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。それではお答えいたします。まず、加入の増の件数でありますけれども、当初予算においては140件ということで見込んでおりました。それが、現在加入が進んでおりまして、今年度200件ほどになるのではなかろうかということで今回の補正を、補正予算において増額をしたものであります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。福田議員。

1 2 番 福 田 12番、福田です。30ページの分でお聞きします。児童措置費のその他の財源のところは、どういうふうな財源なのかお聞きしたいと思います。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。ただいまの福田議員のご質問についてお答えいたします。このその他の財源につきましては、保育所ですね、保護者の負担金ということで増額補正をしておりますので、この分がその他の403万1,000円ということで上がってきているところでございます。以上です。

議 **長** ほかにございませんか。田口議員。

2 番 田 口 31ページの保育所等給付費ですが、処遇改善の加算ということですが、結局この処遇改善というのは従業員の方達に、賃金が何%ぐらいアップになるとか、どの程度の処遇改善になるのでしょうか。

議 **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 ただいまのご質問についてお答えいたします。今回の処遇改善に係る内容につきましては、技能、それから、今年度の、すいません、新設された処遇改善につきましては、技能、経験に応じた処遇改善加算ということになっております。保育士、あるいは幼稚園教諭の方のですね、スキルアップ、これに応じた加算ということで、そのためには必要な研修が、受講が必須となっております、こういった各施設の先生方のですね、技能、経験を重視した形で配分をされるという制度として新設されております。国の予算で、見込みで言いますと、この処遇改善措置にはですね、約10%がこれまでに比べてそうした技能、職能って言いますか、こういった加算を約10%程度行っていくということで制度設計されているようでございます。以上でございます。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。ありますか。はい、小谷議員。

9 番 小 谷 説明のところですけども、10%っていうのが、何に対しての10%ということなんでしょうか。

議 **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。何に対する10%かということですけども、基本、賃金に対する改善率がですね、10%というところになっているようでございます。すみません。もう1度、すみません。24年度を基本の額とした場合にですね、段階的に25年度、26年度、それからずっと処遇の改善が行なわれておりますけれども、この24年度に比較したときにですね、10%ということになっているようでございます。24年度ベースを基本として、それに対する上乘せがですね、10%になっていくということで、国の方では試算をしながらですね、そうした処遇改善を行っていくという形で制度を設けてあるようでございます。以上です。

議 **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 関連したことをお尋ねしたいと思います。先ほどスキルアッ

プ研修受講が必要というふうに聞こえたんですけども、経験年数とかそういうのではなくて、いくら経験を積んでいてもそういうことを更にまた受講しないと、これを受講しなければ賃金というのは上がらないということになるんですか。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。ただいまのご質問についてお答えいたします。全体的な底上げをしていくということでの処遇改善についてはですね、24年度を基本に据えてですね、これまでそれぞれ加算が行なわれてきております。29年度ではですね、すみません、29年度までで10%ですね。すみません、先ほどの部分は訂正をさせていただきます。29年度までで、24年から比較したときに10%ぐらいを、基本賃金を皆さん、すみません、すべてを対象として10%が処遇改善となるよう、それぞれ年度ごとにですね、上積みの処遇改善事業が行ってきておりますけれども、先ほどのスキルアップについてはですね、その技能、経験によってですね、最大4万円ということになっているようでございます。副主任、あるいは専門リーダー、主任保育士というような形の中でですね、それぞれに手当をするというようなことで、最大で4万円がですね、その技能、経験による職能と言いますか、そういった処遇改善を行うというようなことで、国の方での制度設計がされておるところでございます。以上です。

議 _____ **長** 堀田議員。

6番堀田 6番、堀田です。歳入の方の9ページになりますけど、町税が1,500万増えています。大変喜ばしいことなんですけど、その要因ですね、1,500万増えた要因というのがわかるようであれば、教えていただきたいと思います。

議 _____ **長** 税務課長。

税務課長 はい。ただいまの質問にお答えします。経済情勢の好転によって、企業収入が上がったというのが主な要因だと考えられます。以上です。

議 _____ **長** 福田議員。

12番福田 先ほどの質問に戻るんですけど、児童措置費の分です。その他財源で保護者の負担金とありましたけれど、これは実質保育料の値上

げになるのか、またそれ、年度中でそういうふうな400万ほどの、保護者から徴収する方法とか、そういったのはどんなふうになっているんでしょうか。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 ただいまのご質問についてお答えいたします。まず、保育所の保育料につきましては、町の方で一括して徴収をすると、賦課と言いますか、して、徴収をするということになりますけれども、4月から8月までですね、8月までの5ヶ月間については、前々年の収入に応じた、いわゆる前々年度の住民税、あるいは所得税の課税の状況によってですね、賦課をするということになります。9月からの切り替えにおいては、前年度の収入、前年の収入で当年度ですね。ですから、4月から8月までは前々年の収入の前年度の課税、賦課の状況、これに応じて保育料の算定を行っていきますので、そうしますと、9月で前年分の収入、当年度分の所得に切り替えることによってですね、伸びが生じておると言う状況でございます。ですから入所児童世帯のですね、所得等の増加によって賦課の状況がちょっと増えてきたと。負担が増えてきたというようなことですね、403万1,000円増加しているという状況でございます。以上です。

議 _____ **長** ほかにございませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですね。はい。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 よろしいですね。はい。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号「平成29年度川棚町一般会計補正予算（第4回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第31号「平成29年度川棚町一般会計補正予算（第4回）」は原案のとおり可決されました。

(11:05)

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(11:05)

(…休 憩…)

(11:20)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に日程第2、議案第32号「平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第32号「平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」について提案理由をご説明いたします。今回の補正は歳入歳出予算の総額から、歳入差出それぞれ54万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ23億7,882万3,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳入から説明いたしますので6ページ、7ページをお開

きください。

9 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、財政安定化支援事業の財政措置決定額に伴う減額補正であります。この財政安定化支援事業は、市町村国保財政の安定化、保険料負担の平準化等に資するため、地方交付税措置により一般会計から国保特会に繰り入れるものであります。

次に歳出を説明いたします。8 ページ、9 ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費は、補正額はございませんが、先ほど歳入で説明いたしました、財政安定化支援事業の一般会計繰入金減額に伴う財政区分の調整であります。

同じく 5 項 1 目葬祭費につきましては、当初の見込み件数より増加傾向にあることから、増額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

1 1 款諸支出金、1 項 1 目一般被保険者保険税還付金につきましては、当初の見込み件数、金額等より増加傾向にあることから増額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

1 2 款予備費、1 項 1 目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより減額補正をするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** よろしいですか。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第32号「平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第32号「平成29年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:24)

議 長 次に日程第3、議案第33号「平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第33号「平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に、歳入差出それぞれ42万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,541万4,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、補正の内容について、事項別明細書でご説明いたします。歳出からご説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費は、健康診査事業における件数増に伴う委託料の増額補正であります。次のページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険基盤安定負担金の額の決定に伴う減額補正であり

ます。なお、この保険基盤安定制度は、低所得者の保険料減額分を町4分の1、県4分の3の公費において補填をする制度であります。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。

3款繰入金、1項1目事務費繰入金は、歳出1款総務費で説明いたしました健康診査事業費について、広域連合負担分を一般会計から繰り入れるものであります。

同じく1項2目保険基盤安定繰入金は、歳出2款後期高齢者医療広域連合納付金で説明いたしました保険基盤安定負担金の額の決定により、一般会計から繰入金を減額補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** はい、よろしいですね。

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第33号「平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、異議ありません

か。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第33号「平成29年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:28)

議 _____ **長** 次に、日程第4、議案第34号「平成29年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第34号「平成29年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ109万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億5,956万3,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、補正の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きください。

1款総務費、1項1目総務管理費は、介護保険制度改正に伴う電算システムの改修費の増額補正であります。次のページをお願いいたします。

4款地域支援事業等費、3項1目指定介護予防支援事業費につきましては、介護予防支援計画のインターネット請求開始に伴う環境整備にかかる増額補正であります。次に、歳入についてご説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。

3款国庫支出金、2項3目介護保険事業費補助金につきましては、歳出1款総務費で説明いたしました電算システム改修費の2分の1の額を、国庫補助金として増額補正をしております。次のページをお開きください。

8 款繰入金、1 項 4 目その他一般会計繰入金につきましては、歳出 1 款総務費で説明いたしました電算システム改修費の 2 分の 1 の額を町の負担分として、また、歳出 4 款地域支援事業等費で説明いたしましたインターネット請求開始に伴う環境整備費を、一般款会計からの繰入金として増額補正をしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 今、説明にありました、この歳出で説明のありましたインターネット請求の開始ということについて、もう少し詳しくご説明をいただきたいと思います。どういうことをするのかというふうなことです。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 田口議員のご質問にお答えいたします。地域包括支援センターにおきましては、指定介護予防事業所としてですね、要支援の方のケアプランを作成することとなります。ですので、介護予防事業所の 1 事業として国保連の方に計画費を請求をするという事務が発生をいたします。その請求については、今後インターネットの請求に切り替わるということで、その環境の整備をするための補正であります。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 よろしいですね。

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第34号「平成29年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第34号「平成29年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:34)

議 長 次に、日程第5、議案第35号「平成29年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第35号「平成29年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ112万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億5,312万円にしようとするものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては地域政策課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 地域政策課長。

地域政策課長 それでは、歳入からご説明いたしますので6、7ページをお開きください。

1款繰入金、1項1目一般会計繰入金112万円の増額につきましては、この後にご説明いたします歳出の増額分について、一般会計からの繰出金を増額するものであります。次に歳出をご説明いたしますので、次のページをお開きください。

1款観光施設事業費、1項2目改良費の説明欄の大崎温泉改良費112万

4, 000円の増額補正は、15節工事請負費において、しおさいの湯の男湯及び女湯の脱衣所から浴室、歩行浴、そして露天風呂への通ずる扉、これについておりますオートクローザー、これは開けた扉が自動に閉じる部品でございますが、この部品が老朽化し、腐食のため開閉に支障をきたすとともに、腐食部の破片が床に落ち、入浴者に危険なため、このオートクローザー8箇所を交換しようとするものであります。次のページをお開きください。

3款予備費1項1目予備費の4, 000円の減額補正は、歳入歳出の見合いにより減額するものであります。以上、説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。よろしいですか。はい、田口議員。

2 番 田 口 すみません、細かい点ですが、このオートクローザーの修繕費用を結局一般会計の方から負担をするという意味で今回の補正がなっていると思うんですが、非常に細かいですけれども、支出の方が112万4, 000円で、一般会計から112万円ってなっていますが、どうせ繰り入れるのであれば全額112万4, 000円繰り入れればよいのではないかと思うんですが、この4, 000円の差は何か意味があるんでしょうか。

議 _____ **長** 地域政策課長。

地域政策課長 田口議員のご質問にお答えします。ここは1万円という単位に端数調整をするために、4, 000円を予備費の方から減少させたということでございます。以上でございます。

議 _____ **長** よろしいですか。はい、よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第35号「平成29年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第35号「平成29年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:39)

議 長 次に、日程第6、議案第36号「平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第36号「平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ310万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億197万6,000円にしようとするものであります。補正予算の詳細につきましては水道課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 水道課長。

水道課長 それでは、私の方から詳細について説明をいたします。まず歳出から説明をいたしますので13ページ、14ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費でございますが、3節の職員手当及び4節共済費については、一般会計と同様の理由で人件費の異動ということですが、

13節委託料につきましては、公営企業会計システム構築に伴い、パソコン1台を増設するなどの委託契約の変更によるものでございます。

27節公課費でございますが、平成28年度分の消費税の、消費税額の確定に伴って必要額を計上したものでございます。

次に2目管渠管理費でございます。13節委託料は、マンホールポンプ維

持管理の業務委託に落札減が生じたものでございます。15節工事請負費はマンホールポンプ水位計の取り替え、補修工事、舗装の補修工事、これの執行残でございます。

次に3目の処理場管理費でございますが、13節委託料は電気設備の修繕工事が急遽必要になりまして、必要になったことから増額をするものでございます。

15節工事請負費でございます。これは空調機の取り替え工事の執行残でございます。

次に4目都市下水路管理費でございます。11節需用費は修繕料の執行残に伴い減額するものでございます。

15節工事請負費は下組都市下水路浚渫工事の執行残に伴い減額するものでございます。15ページ、16ページをお願いいたします。

2款1項1目下水道建設費でございます。2節から4節まで一般会計と同様の人件費の異動でございます。

それと、15節工事請負費につきましては、中田川から西小串の町道小串新谷線一帯の管路延長工事を行っておるところでございますけれども、起債単独事業分の執行残に伴い減額をするものでございます。

22節補償、補填及び賠償金でございます。これは工事請負費で実施をしております工事箇所と同一の箇所を、水道管の移設工事を行っております。

その執行残に伴うものでございます。17ページ、18ページをお願いいたします。

3款1項2目利子でございます。事業費の増減はなく、財源内訳の変更でございます。次に19ページ、20ページをお願いいたします。

4款1項1目予備費でございます。これは歳入歳出の見合いによる調整でございます。次に歳入についてご説明いたします。7ページ、8ページをお願いいたします。

1款1項1目建設費負担金でございます。説明欄に記載をしておりますように、下水道受益者負担金におきまして賦課猶予地が宅地へ転用されたことにより、賦課する案件が増となったものでございます。次に9ページ、10ページをお願いいたします。

4款1項1目一般会計繰入金ですが、歳入と歳出の見合いによるものでご

ございます。次に11ページ、12ページをお願いいたします。

7款1項1目下水道建設事業債でございます。説明欄に記載のとおり、公営企業会計システム構築分の増額によるものでございます。次に3ページをお願いいたします。

地方債の補正でございますが、補正後の限度額を60万円増額をいたしまして6,670万円にするものでございます。増額の理由につきましては、先ほど歳出の1款1項1目一般管理費で説明をいたしました公営企業会計システム構築に伴うものでございます。また、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。21ページには給与費明細書を添付しておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。質疑はありますか。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第36号「平成29年度川棚町公共水道事業特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第36号「平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:47)

議 長 次に、日程第7、議案第37号「川棚町中山間ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第37号「川棚町中山間ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例」の提案理由をご説明いたします。

川棚町におきましては、中山間地域における土地改良施設の機能を適切に発揮させるための集落共同活動を支援するため、川棚町中山間ふるさと農村活性化基金を設置しており、活動組織の運営支援などソフト事業を主体として支援を行っているところであります。

しかし近年、災害やイノシシ等による農地法面の破損被害などが発生しており、農地の補修やイノシシ等の被害防止対策にかかる助成の要望が増加しており、こういったハード事業の財源としても基金を充てることができるよう、今回条例の一部改正を行うものであります。

詳細につきましては農林水産課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 それでは詳細について説明いたします。2枚目の新旧対照表をお開きください。右が改正前、左が改正後となっております。

まず、第1条の改正後、「土地改良施設」の次に「及び農地」を、「集落共同活動」の次に「並びに棚田等の保全及び利活用活動」を加えます。これにつきましては、土地改良施設のみでなく農地も対象とし、棚田等の保全及び利活用活動を加え、事業の対象を広げるものであります。

次に第5条の改正前「特に必要な場合に限り」を、改正後「次の各号の事業の財源に充てる場合に限り」に改めます。

また、同条に改正後、1号から4号を加えます。1号「集落活動の推進の

ための事業」、2号「農業者等が実施する農用地等の保全管理対策事業」、3号「農業者等が実施する農業生産関連施設の補改修事業」、4号「中山間地域の農業振興を促進する事業」としております。

基金の残高でありますけれども、平成28年度末で759万9,000円となっております。

1枚戻っていただきまして、改正条文をご覧ください。附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(11:52)

(…休 憩…)

(13:00)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 _____ **長** それでは、議案37号に対する質疑を行います。

10番高以良 この基金の条例によって、今まではソフト事業を中心に支援をしてきたものを、ハード事業も対象にするようにするために条例改正をしたいということでしたけれども、これまでですね、どのような事業にどれくらいの支出を毎年度されてきたのかってということと、それから新たにこの事業対象が増えることになりましたけれども、今後何年間ぐらい、今の残高が759万9,000円ですか、ぐらいの残高があるそうですが、今後、何年間ぐらいもてるというふうに判断されているのか、そこら辺をお尋ねします。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 はい。それでは高以良議員の質問にお答えいたします。基金、当初が1,000万を積み立てております。今の残りが759万、760万程度ってことです。その分の支出につきましては中山間地域の祭り、イベントのイベント助成、それから近年ではふるさと感謝祭への助成、そういったものに支出をしております。先にはふるさと感謝祭の前にありました産業祭、そういったものをですね、そういったものにも助成をしております。今後はですね、先ほど申しました第5条の1

号から4号を加えておりますけれども、この2号と3号、農業者等が実施する農用地等の保全管理対策事業、イノシシの防止柵ワイヤーメッシュ、それから3号、農業者等が実施する農業生産関連施設の補改修事業、これは畦畔の補修、または畦畔コンクリート、そういったものの助成を行っていききたいというふうに考えております。これにつきましては、先ほど補正の方で国の中山間地域所得向上対策事業、これを町の方で手をあげまして、国100%で助成をいただいてイノシシ対策をしていききたい。それと、当初予算に単独費で100万程度予算を計上しておりますけれども、今後、財政が厳しい中でこれを、予算を確保できるかどうかというのが大変厳しい状況になってきておりますので、そういったものをこの中山間ふるさと農村活性化基金を活用しまして、町民の要望に応じていききたいというふうなことを考えております。760万を、そうですね、だいたい年間100万程度ずつを活用していききたいというふうに考えております。ですので、7年程度になるかと思っております。以上です。

議 _____ **長** はい、堀田議員。

6 番 堀 田 6番、堀田です。最初に聞けばよかったんですけど、この中山間ふるさと農村活性化基金を平成6年に創設されたときに、基金が1,000万あったということですけど、その1,000万というとかですね、どこからきたのかですね。なぜこういうふうな条例を立ち上げたのか、その辺の経緯がもしわかるようであれば教えていただきたいと思えます。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 それでは、堀田議員の質問にお答えいたします。平成6年3月に制定されております。そのときには農林水産省ではハード事業の土地改良事業に併せて今後は特に農村地域を環境整備の面からソフト事業として実施することを提唱して、県並びに市町村に基金を設置することを要請し、この財源として普通交付税の中で、本町では概算430万円が算定されたとなっております。それによりまして町では1,000万を積み立てたというふうなことであります。これにつきましては、中山間ふるさと・水と土保全対策事業、中山間基金ということで、基金が10億円で、平成5年から平成9年ということで、国が3分の1、県が3分の2というふう

なことで、対象地域が中山間地域、5法指定となっており、県では長崎市、諫早市、大村市、西海市、川棚町、長与町、時津町が対象地域というふうなことでなっております。以上です。

議 **長** 村井議員。

1 3 番 村 井 13番、村井です。先ほどの高以良議員の質問の答弁の中で、現在ある760万近くを7年間で使うというような話だったかと思いますが、これは7年後には枯渇して0になった場合に、この基金っていうのは廃止するというようなことでよろしいのでしょうか。

議 **長** 農林水産課長。

農林水産課長 それでは、村井議員の質問にお答えいたします。市町村基金、これにつきましては、取り崩しにつきましては、これは地方単独事業ということで設置されている地方自治体の判断に応じて取り崩しを行うことが可能ということになっております。他市町でありますけれども、基金の残高を見ても平成25年、東彼杵町、波佐見町は既に造成額は0円ということになっております。その前ですね、すみません。平成22年度に既に東彼杵町、波佐見町は造成額0円ということになっております。ということで、この基金がなくなれば廃止をするというふうなことになると思っております。以上です。

議 **長** 三岳議員。

3 番 三 岳 3番、三岳です。先ほどから出ていますように、平成6年に創設をされているわけですね。ちょっと資料をもらったんですけども、平成24年に92万、平成27年に49万の取り崩しがこれはあったものと思うんですが、先ほど課長の説明ではですね、感謝祭ですか、とか産業祭、そういったものに使っているんだということですけども、それ以外の年度というのはですね、取り崩しがなされていないということで、それにかかる助成っていうのは、一般会計に計上されてそういったイベントを取り組まれてきているというふうに判断できると思うんですが、そういったことでこの基金の本来のですね目的、その活性化ということで、先ほど提案のときに町長が説明されましていわゆるソフト事業を展開してきたというのは、私はこの平成6年に創設されて20年以上経過してですね、あまりそういった活性化のですね、取り組み、そういった事業というのはなさ

れてないんじゃないかなという気がするんですよ。少なくともこの基金からの支出というのはあまりなされていないというふうにちょっと思うんですよ。そういった意味でですね、この基金というのが、今、村井議員からもありましたようにですね、これは私は残していただきたいと。だから、7年後には取り崩してしまうんですよという説明があっておりますが、活性化に向けた事業というのは私は展開できると思うんですよ。それで今回の改正後ですね、第5条の1に集落活動の推進のためというのがあるんですね。だから、その中で取り組みというのを、何か考えていただきたいというふうに思うんですよ。ここでもですね、集落活動というのが、前段ではですね、集落共同活動という言葉が出てるわけですね。じゃあここはどういったものをですね、考えておられるのかですね、その点についてお尋ねをします。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 三岳議員の質問にお答えいたします。共同活動、それにつきましては先ほど申しましたイノシシの防止柵ワイヤーメッシュ、全体で張りますので、共同活動ということで捉えております。

それと今、基金の活用がなされていないということですがけれども、現在におきましては、対象事業が活動組織の設置運営支援等のソフト事業を主体として想定をしておりましたけれども、その後、中山間地域等直接支払交付金事業、それから多面的機能向上支援事業、そういったものが、そういった制度によりまして地域活動組織の設置運営、それから助成制度が充実してきたということもあります。

それと平成6年から、平成6年に制定をしまして23年を経過しておりますけれども、本来の目的を達せず基金積み立てをしているっていう状況でありますので、今回、先ほども申しましたように、地域要望が高いイノシシの被害等の防止、そういったものにこの基金を充てていきたいというふうに考えているところであります。以上です。

議 _____ **長** 三岳議員。

3 番 三 岳 先ほど一般会計の補正の中でですね、所得向上にかかるということでメッシュについてはですよ、そういった国の補助事業等ができると思うんですよ。そうしますとですね、この2とか3で言われたメッ

シュとかですね、畦畔コンクリートですか、そういったものについてはですよ、別のところから財源といいますか、そういったものが確保できるんじゃないかなと、ちょっと考えるんですが、その点はいかがですか。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 三岳議員の質問にお答えいたします。ワイヤーメッシュの事業につきましては、平成22年から国の補助を使いまして集落の全部を囲む、そういった事業をずっと展開をしております。ただ平成22年でするのでワイヤーメッシュの老朽化、そういったものがありまして、その再要望といいますか、そういったものが上がってきておりますけれども、国は1回設置をしたものについては、その補助の対象にはならないということであります。今回の補正の中山間地域所得向上対策につきましても、木場地区の国の補助を受けていない地域、それと下組も同様でありまして、そういったところのワイヤーメッシュの設置をしております。それと、地区の全体を国の補助事業でしたその中の田んぼを囲みたいという要望がありますので、それについては単独費用を計上して使っておりますけれども、その単独費ではなかなか賄えないところもあります。それと、今後も予算を確保できるかも不透明であることから、今回この基金を最大限に活用したいというふうに考えているところであります。以上です。

議 _____ **長** 三岳議員。

3 番 三 岳 そうしますとですよ、ただいま説明があった下組地区というのは、中山間地域に入っているんですか。入っているんですか。それを聞いたうえで。いやいや、ちょっと、もう3回しかできませんので、イエスカノーかで言ってもらって。

農林水産課長 中山間地域に入っています。

3 番 三 岳 はい。わかりました。

議 _____ **長** 私は当てとらんとよ。

3 番 三 岳 ひとり言、ひとり言だったと。

議 _____ **長** 三岳議員。

3 番 三 岳 はい。

議 _____ **長** 今の答弁を聞いてまた質問の必要性があれば、1回だけ認めますから。

3 番 三 岳 今の分は取り消しますので、答弁もなかったということで処理をしていただきたいと思います。

本来はですね、そういうことではなくしてですね、最後になるんですけども、ソフト事業がですね、逆に言えば切り捨てられるのかなど。極端に言いますと、毎年100万ずつ取り崩していくっていうのは、先ほどから出てますようにメッシュの設置とかですね、畦畔コンクリートの助成と、そういうものだけになってしまいうんじゃないかなど。ですから、いわゆる活性化のためですね、ソフト事業というのは、今後もうなくなってしまうのかなど、そういう危惧がありますので、その点はソフト事業についても今後継続されるということなんでしょうか。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 三岳議員の質問にお答えいたします。私の説明不足でありました。1号から、すみません、この議案の第5条の1号から4号がありまして、その中の2号と3号しか説明をしておりませんでした。1号につきましては集落活動の推進のための事業、これは地域リーダーの育成等があります。それと4号につきましては中山間地域の農業振興を促進する事業、これは各種イベント等の運営助成ということで挙げております。そういった盛り上がりのある地域があって、そういった助成をしてほしいとなればこの中から支出をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長 他に。

3 番 三 岳 議長、ちょっと、質問に答えておられない分がありますので、よろしいですか。

議 長 質問に答えていない。はい、じゃあ、三岳議員。

3 番 三 岳 今、説明があった(1)のですよ、集落活動っていうのは、集落共同活動という言葉じゃないかなと思うんですが、その点は先ほど聞いたんですが、答弁をいただきたいと思います。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 集落共同活動も含まれます。以上です。

議 長 高以良議員。

10 番高以良 先ほどの三岳議員の質問への答弁で、5条の1号は地域リー

ダーの育成、それから4号では各種イベントなどの助成を行いたいということですが、先ほど私が質問したときに2号、3号で年間だいたい100万円ぐらいを支出するとしていると。ではこの1号、4号にはどれぐらいの支出が予定されているのか。ちょっと最初の私への質問の答弁の内容とちょっと計算が合わないような気がするんですが、お願いします。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 高以良議員の質問にお答えいたします。1号、4号、これにつきましてはまだ予定はありませんので、今のところいくらというふうなことは決めておりませんが、1号から1、2、3、4号の中で調整をしていくというふうなことで考えております。以上です。

議 _____ **長** 久保田議員。

4番久保田 そしたら、この基金は7年間で使って行って、その基金がなくなれば廃止になるというふうに先ほどおっしゃってたように思いますが、この4号の中の1と4はずっと生きていくのであれば、どういうふうにして廃止したあとにはこれを動かしていくというか、活用されるんでしょうか。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 久保田議員のご質問にお答えいたします。中山間地域での、4号でいきますと各種イベント、その中では例えば木場地区のだんだんまつり、そういったものがありますけれども、これにつきましてはこの基金からの支出っていいですかね、そういった要望は今のところなく、中山間地域等直接支払交付金事業の中の共同活動でやられております。ですので、先ほど申しましたようにこういった中山間地域直接支払交付金事業、また、多面的機能向上支援活動事業、こういったものが充実しておりますので、そういったもので対応をしていただきたいというふうに考えております。以上です。

議 _____ **長** ほかにはよろしいですか。田口議員。

2番田口 基金、現在ある基金条例を見ますと、第2条で「基金として積み立てる額は、予算で定める」とこうなっておって、随時一般会計からこの基金に繰り入れる額ができるような感じで現在の条例は読めるのですが、今の説明では平成の6年ですか、平成の6年に1,000万円

を積み立てた。そのうち430万円は交付税で措置されたということですが、その1,000万円を積み立てた額を取り崩してお終いというような説明なのですけれども、そのように新規に積み立てるということは考えていないのかどうかということと、それから当初の1,000万円を使い切ってしまうという考え方であるとすれば、制定当初のその基金の目的に縛られるべきであって、そのあとに目的を広げてですね、使ってしまうというのは、そもそもの設立の趣旨に反するのではないかと思いますかどうか。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 それでは、田口議員のご質問にお答えいたします。設立当初、平成6年でありますけれども、1,000万円を積み立ててその果実を運用するということでありまして、その当時は1,000万円で、議案に書いてありますけれども、18万円ほどの利息がついていたということになっております。今はですね、昨年度で6,000円程度の利子というふうなことになっております。ですので、毎年積み立てているというのはその利息を積み立てている状況であります。ですので、新規に積み立てていくってことは考えておりません。当初の目的ですけれども、先ほど申しましたようにその利息を運用して中山間地域の農村のある、昔からの美しい住みやすさ、都会から来た人が感嘆するような農村を維持できることを期待してってということで当初は積み立てておりますので、中山間地域のそういった共同活動と、そういったものに使うことについては、当初の設立には反しないというふうに考えております。以上です。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 それで、今回の改正後の条例の形についてですけれども、この第1条に目的を少し広げる形で第1条の改正がなされておるわけですが、その追加部分といえは農地の機能を適正に発揮させるための集落共同活動、それから棚田等の保全及び利活用活動という2つの要素が目的として加わっておるんですけれども、それに対してその第5条のこの事業名がですね、非常に漠然としててですね。目的では割とはっきり書いてあるけれども、それよりもかなりこの1、2、3、4号とも広く読めるような条例の規定ぶりになっておるんですけれども、結局5条のいろんな4号まで

の事業は、上の目的によって縛られると、すなわち1、2、3、4号は何でもかんでもいいわけじゃないよと。第1条の目的に沿うものに限られるよというふうな解釈をすべきだろうと思うんですが、そういう考えでよろしいんでしょうか。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 田口議員の質問にお答えいたします。第5条の中に今回、次の各号の事業の財源に充てる場合に限りということ、に改めておりますのでそういうことになるというふうに思っております。以上です。

議 _____ **長** 山口議員。

1 番 山 口 これの中山間地のふるさと農村活性化基金というのが、非常に環境が変わる中でいろんなハード事業にも使いたいというそういうふうな方向だろうと思うんですが、平成6年に出てですね、23年経っているわけですよ。1,000万の基金が23年経ってですね、現時点で760万近い基金が残っていると。じゃあ20何年で割れば、単純に割れば1年10万ですから、その程度の事業で済んできたのかですね。それとも、それまでほとんどこの基金を使わずに、近年の、先ほどの報告でいけば24年、27年に明らかにふるさと感謝祭で両方合わせて百何万使われていたような合計があったと思うんですけども、こういう基金があるから何らかに使えということで、近年になってですね、非常に乱暴な言い方ですが、そういうふうな発想の基にですね、そしたらあと700万残つると。そしたら波佐見町と東彼杵町は、既に平成22年に0になってこれが廃止されていると。そしたら残った基金なら、これを何とか有効活用しようという考えだろうと思えますけれども、乱暴な言い方すればですね、この基金を残すよりもですね、早くハード事業その他含めてですね、使い切ってしまうという考えがあるのかどうかですね。だからこれを丁寧に使えば、もう少し長い期間ですね、いろんな形で使える見込みもあると。そういうのは全く考えられなかったのか。それとも、もう東彼杵町、3町の中で本町だけ残っているから、もう何らかの形で使い切ってしまうおうと。

これは非常に乱暴な言い方かもしれないんですけど、そういう考えもなかったのかどうかですね。その点をちょっとお尋ねしたい。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 山口議員のご質問にお答えいたします。平成6年に基金を制定しまして、それから23年経過し、760万残っているということで、この基金にはあまり手をつけていない状況であります。先ほど申しましたように、中山間地域ではほかの事業っていいですかね、そういった交付金事業等が充実をしてきたということで、地域からの基金に対する要望も減ってきたということもありまして、今回この基金の活用をするっていうことですね、このまま積み立てておいても、その目的は中山間地域の活性化ですので、ほかには使えないということもありますので、今回ハード事業にも使って中山間地域の活性化をしていきたいというふうなことであります。以上です。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 お尋ねします。改正前にですね、特に必要な場合に限りってというのがここにありますが、それをわざわざこれに変更して4号、4項目をここに掲げて7年間で使い切ってしまうというのが、なんかこう、それが先にありきのように見えるんですけども、県か国からの、どこからかの指導があってこういうふうになっているのかどうか尋ねます。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 久保田議員のご質問にお答えします。第5条の「特に必要な場合に限り」を、「次の各号の事業の財源に充てる場合に限り」ということにしていることについては、県の指導とかそういったものはありません。以上です。

議 長 ほかによろしいですか。3回目ですね。はい、久保田議員。

4 番 久 保 田 その文言の指導じゃなくて、7年間でこれを使い切ってしまうっていう指導があったか、ないか。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 久保田議員のご質問にお答えいたします。県からの指導はあっております。ただ、ここに資料を持ち合わせておりません。基金をいつまでもそういった形で積み立てておくことは、適正ではないということで指導は受けております。以上です。

議 長 はい、堀田議員。

6 番 堀 田 6番、堀田です。先ほどの話で7年間ぐらいで、100万ぐらい毎年使っていくと7年ぐらいで終わりということですけど、今ここに書いてありますように23条の中でいろいろな、ワイヤーメッシュとかあるいは施設の補修とか、そういったものがあるようですけど、これは7年もせずに、今、募集をかけて手を挙げたところに一斉にしまえばよかつちやなかかねと思いますけど、そういう年度計画じゃないとだめなんですか。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 堀田議員のご質問にお答えいたします。確かに1年で要望をされたところにするってということもありますけれども、今、本町の予算ではだいたいワイヤーメッシュの単独費で100万程度組んでおります。それで、ある程度計画的にいかんとなかなか地区も対応ができないんじゃないかというふうに考えております。そこら辺が、要望がどうしても多ければですね、その額を増やしたり減らしたりとか、そういった形で予算を組んでやっていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長 はい、よろしいですか。はい、山口議員。

1 番 山 口 (2)でですね、農業者等が実施する農用地等の保全管理対策事業ということで、これが今、ワイヤーメッシュだけが先行しているみたいな形なんですけども、それ以外に例えば現在荒廃農地っていうのが非常に増えてきてですね、B分類とかそれに属されるのを、Aとかそういうふうな形でですね、復活させようと、そういうふうな工事をやろうとするときにはですね、ここからの補助金が出るのかどうかですね。今この(2)についてはイノシシのワイヤーメッシュだけが話題になっているんですが、そういうふうな荒廃農地の復元っていうんですか。そういったことも可能なのかどうかですね、中身的に。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 この財源につきましては基金でありまして単独費ですので、そういった運用もできるというふうに思っております。ただ、荒廃農地の対策につきましては別途県の事業があると思っております。ちょっと今、資料を持っておりませんが、そういった対策もできると思いますけれども、現在一番その町民の方っていいですかね、困っておられるのがそ

ういったイノシシ対策の要望が多いということでもありますので、それを優先的にしていきたい。この対策をしないと、先ほど山口議員が言われました遊休農地がまた増えてしまうというふうな悪循環にもなるというふうに考えております。以上です。

議 _____ **長** はい、よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** よろしいですか。次に、賛成者の発言を許します。はい、山口議員。

1 番 山 口 現在、害獣被害等で農地の荒廃等で、農業従事者が大変苦勞されていると。非常にそういったこと環境整備等考えればですね、何らかの財源をもってその対策を講じる必要があるであろうと。そういうことでこの中山間ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正することによりですね、そういうふうな農地を守り、いわゆる農業生産者等がいわゆる農業に対する積極的な推進の気持ちを持たれると、そういうことを期待しながら賛成をしたい。以上です。

議 _____ **長** 次に、反対者の発言はありませんね。よろしいですね。

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第37号「川棚町中山間ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第37号「川棚町中山間ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(1 3 : 3 9)

議 長 次に、日程第 8、議案第 38 号「川棚町営農業集落環境基盤整備事業の分担金徴収に関する条例を廃止する条例」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 38 号「川棚町営農業集落環境基盤整備事業の分担金徴収に関する条例を廃止する条例」について、提案理由をご説明申し上げます。

本町では、これまで農業集落環境基盤整備事業に要する費用に充てるため、受益者から分担金を徴収する制度を条例で定めておりましたが、現在本事業を行っておらず、今後も行わないことから当該条例を廃止しようとするものであります。

詳細につきましては、農林水産課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 それでは、詳細について説明いたします。農業集落環境基盤整備事業につきましては、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、または雨水を処理する施設を整備し、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能の維持、または農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する、そういったことを目的としまして平成 10 年 3 月に農業集落排水事業整備計画を作成しております。

処理区域につきましては、北部処理区としまして岩立、石木、五反田、猪乗川内、上組、中山の一部でありました。その後、平成 16 年 3 月に長崎県汚水処理構想の見直しに伴い、川棚町公共下水道事業基本構想の見直しが行われております。このときに農業集落排水事業北部処理区も検討され、この事業を行って終末処理場を建設するよりは、下水道へ取り組んだ方が経済的であると判断をしております。また、下水道へ取り組むとした場合、中山、上組の北部、五反田の一部が区域外となりますが、個別処理の方が有利とされております。

以上のように公共下水道への取り組みと、個別処理へ変更したことによりまして、農業集落排水事業での整備は現在行っておりません。また、今後も行わないため、今回、川棚町へ農業集落環境基盤整備事業の分担金徴収条例に関する条例を廃止するものであります。1 枚戻っていただ

きまして、廃止条文をご覧ください。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしく。すみません、1枚しかありませんでした。戻られません。すみません。この附則を見ていただいて、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。以上です。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 今、説明の中にありました農業集落排水事業を行うというような計画は平成16年3月の汚水処理構想見直しの際に、その農業集落排水事業計画は廃止をされたのですか。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 田口議員のご質問にお答えいたします。この農業集落排水事業はですね、いろいろ事業名を変えまして、総合的な農業基盤整備事業の中に入っていたりとかしまして、この農業の下水道っていいですかね、そういったものはまだあります。この16年の3月に川棚町で予定しておりました農業集落排水事業の区域を、下水道の方に取り組んだということで区域がなくなったということでありまして、それからは今までその事業を取り組んでいないというふうなことであります。以上です。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 すみません、今の説明はそうしますと、集落排水事業というものは、そういう柱はあるけれども対象区域がないというような感じの説明のように思われますが、その柱があるのであれば、この分担金徴収条例もなお存続の必要があるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 田口議員のご質問にお答えいたします。平成16年の3月に川棚町の公共下水道基本構想の見直しの中でこの北部処理区、そういったものを下水道で取り組むということにしてあり、今、区域がありませんので取り組まないというか。すみません、その区域がなくなったときにですね、この条例を廃止する条例を提案するべきでありまして失念をしておりました。

そういったことで今回、この条例を提案するものであります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。はい、よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第38号「川棚町営農業集落環境基盤整備事業の分担金徴収に関する条例を廃止する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第38号「川棚町営農業集落環境基盤整備事業の分担金徴収に関する条例を廃止する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:48)

議 長 次に、日程第9、議案第39号「川棚町農道事業等の分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第39号「川棚町農道事業等の分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由をご説明いたします。

本町では、農道事業及び農業用排水路事業に要する費用に充てるため、受益者から分担金を徴収するよう条例で定められておりますが、農道や用排水路以外の農業用施設についても分担金を徴収する必要があります。また、このあと議案第40号で提案いたします農地災害復旧事業分担金徴収条例との

文言の統一を図るため、文言の修正も合わせて今回一部改正を行うものであります

詳細につきましては農林水産課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 それでは詳細について説明いたします。2枚目の新旧対照表をお開きください。右が改正前、左が改正後となっております。

まず初めに、題名の改正前の「農道事業等の」を「農業用施設整備事業」に改め、改正前の「に関する」を削ります。

次に、第1条の改正前「農道事業及び農業用排水事業」、これを「農業用施設整備事業」に。改正前のひらがなの「あてる」を、充当の充の漢字の「充てる」に。それから、改正前の「224条の規定に基づき当該事業の施行により利益を受ける者から分担金を徴収する場合には、この条例の定めるところによる。」、これを「第224条の規定により徴収する分担金について、同法第228条第1項の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。」に改めます。ここの改正につきましては、先ほど町長も申しましたように、農道や用排水路以外の農業用施設についても分担金を徴収する必要が生じることからの改正であります。その他の農業用施設としましては、取水ポンプ、可動堰、固定堰、それから農業用のため池、そういったものになります。

次に、第2条第1項の改正前「分担金賦課の額」、これを「農業用施設整備事業に係る分担金の額」に改めます。改正前の「各年度ごとに」を削り、改正後の「当該事業に要する」の次に「年度ごとの」を加えます。

次に、第3条の見出し中、改正前の「納付」を「徴収方法」に改め、同条の改正前の「分担金は、納額通知書により所定の期日までに納付」、これを「前条の規定により徴収する分担金は、町長が発行する納入通知書により、町長の指定した期限内に納入」、これに改めます。また、同条に新たに2項を加えます。これは徴収した分担金の過不足の調整ということになります。

次に、第4条の見出し中、改正前の「徴収の延期等」を「の減免等」に改め、同条中、改正前の「がある場合において必要があると認めるときは、分担金を減免し、又はその徴収を猶予」、これに改めます。

次に第5条の改正前「の施行について」を「に定めるもののほか、分担金の徴収の手続きその他この条例の施行に関し」に改めます。

以上、1枚戻っていただきまして、改正条文をご覧ください。附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 この条例案そのものというか、その次に災害復旧分担金徴収条例っていうのが出てるんですが、ほとんど同じようなもののように思われるんですが、要するに、農業用施設整備事業の分担金、それから災害復旧事業の分担金ということであれば1本にならないのかなど。要するにこっちの、今審議している条例をもう少し変えることによって、次の条例はいらないのではないかというように思われるのですが、その点いかがかということ、ついでに見比べてみて、分担金の徴収っていう、徴収することができるっていうのが次の条例に第2条にあるんですけど、もし別に分けて書くとすれば、別に分けて条例を作るのであればですね、次の条例の第2条にある分担金の徴収という規定を、この条例にも入れるべきなんじゃないかというふなことを思うのですが、いかがでしょうか。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 田口議員のご質問にお答えいたします。今回の条例改正の分と災害復旧事業を、文言を中身を変えてっていうことで、一緒にできないかっていうことですが、この農業用施設整備事業、今回改正しますけれども、農道整備事業等を。これにつきましては町の農業施設、そういったものの施設に係る受益者の負担金ということになります。それと、災害復旧事業につきましては、これは災害の農地、個人の農地ですね。そういったものの分担金徴収になりますので、ちょっとそこら辺は違うというふうに考えております。それと、災害復旧事業については、災害復旧事業を、そうですね、災害復旧の、これはまだ提案していないんですけども、第3条で農林水産業災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律、この規定の適用というふうなことになるので、全く違うというふうに理解していただければというふうに思っております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第39号「川棚町農道事業等の分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第39号「川棚町農道事業等の分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:00)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(14:00)

(…休 憩…)

(14:15)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、日程第10、議案第40号「川棚町農地災害復旧事業

分担金徴収条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長 議案第40号「川棚町農地災害復旧事業分担金徴収条例」の提案理由をご説明いたします。

本町が施行する農地の災害復旧事業については、農地災害の復旧事業費に充てるため、受益者からの負担金を寄附金としていただいているところがあります。しかしながら、地方自治法第224条において、受益者から分担金を徴収することができる旨規定されており、また、同法第228条第1項では、分担金に関する事項については、条例でこれを定めなければならないと規定されております。このことから上記の運用を行うことが適切であると判断し、農地災害の復旧事業費に充当するため、受益者から分担金を徴収する条例を制定しようとするものであります。

詳細につきましては、農林水産課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 それでは、詳細を説明いたします。まず、農地災害復旧事業、災害復旧事業の流れとしましては、災害が発生しまして受益者、農地の所有者から復旧の申請を受け付けます。その後、現地の調査を行いまして、国への被害報告を行います。ここまですべてを災害発生から3週間以内に行うこととなっております。また、このときに負担金徴収の確約書を受益者からいただいております。

その後、災害査定、復旧予算の決定、工事着工、工事完成というふうになります。工事完成後の受益者負担金納入につきましては、町が発行する納入通知書により寄附金として納入していただいております。寄附金での納入につきましては、本来の姿ではありませんが、これに至った経緯につきましては、調べましたが定かではありません。

今回、分担金に関する事項を条例に定めて運用することが適正であると判断をいたしまして、川棚町農地災害復旧事業分担金徴収条例を制定するものであります。条文の説明に入ります。

第1条では目的について規定するもので、川棚町が施行した農地の災害復旧事業の費用に充てるため、地方自治法第224条の規定により徴収する分

担金について、同法第228条第1項の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的としております。

第2条では分担金の徴収について規定するもので、事業の施行に要する経費の一部について、当該事業により特に利益を受ける者から分担金を徴収することとしております。これにつきましては農地の所有者ということになります。

第3条では分担金の額について規定するもので、第1項第1号では農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の規定の適用を受けるとき、そのときは当該補助対象事業費から国庫補助金を控除した額に100分の30を乗じていただくとしております。ただし、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第9条第6号の規定に基づき算定される限度額を超える部分については全額としております。これにつきましては、復旧する農地の面積、それに係数をかけて算出される復旧限度額というのがあります。それを越える部分については全額受益者負担ということになります。

第2号では、前号に該当しない事業のときでありまして、国庫補助事業の対象が1箇所40万円以上と規定されております。そういったことから40万円以下の単独災害復旧事業につきましては、当該事業費から暫定法第3条第2項第1号に定める補助率を適用し、算出額を控除した額、これは50%というふうになります。それを控除した額に100分の30を乗じて得た額というふうにしております。第2項では端数処理について規定をしております。

第4条では、分担金の徴収方法について規定するもので、1項では町長が発行する納入通知書により、指定した期限内に納入することとしております。2項では徴収した分担金の過不足調整について規定をしております。

第5条では、分担金の減免等について規定するもので、天災その他特別の事情がある場合の分担金の減免、又は徴収の猶予について規定しております。

第6条では、委任について規定するもので、分担金の徴収の手続きその他この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることとしております。

次の、今度は裏面になります。附則ですが、この条例は平成30年4月1日から施行するとしております。

以上、説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 **長** これから、質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 先ほど、農業用施設整備事業の分担金の関係で比べて申し上げました、第2条の関係ですけれども、受益者から分担金を徴収するっていうふうに書いてございますけれども、それで先ほどはこの条文は先ほどの条例にはなかったんですが、この第1条に書いてある地方自治法224条、これにですね、そもそもですね、特に利益を受ける者から分担金を徴収することができるって、そもそも地方自治法224条に書いてあるので、この第2条というものはいらないのではないかと思われるのですがどうでしょうかということ。すると、2条に書いてある中で特に利益を受ける者という文言がありますが、その特についていう者はどういう意味を指すのかということをお聞きしたいと思います。

議 **長** 農林水産課長。

農林水産課長 それでは、田口議員のご質問にお答えいたします。今回の農地災害復旧事業分担金徴収条例でありますけれども、これは個人の農地の復旧ということで、特に受益を受ける者と、その受益者を指すということでここを載せております。農道、または用排水路につきましてはある程度受益者も特定されますけれども、それは完全に特定されるというわけではないと。そこら辺が今回の災害復旧事業とは内容が違うのかなというふうに思っております。以上です。

議 **長** 田口議員。

2 番 田 口 ですので、逆にこの災害復旧事業の方がより受益者というものがはっきりしているのではないかと思われるのですよね、わざわざ2条を書く必要があるのかなというのが疑問になるんですが。

議 **長** 農林水産課長。

農林水産課長 田口議員の質問にお答えいたします。この特に受益を受ける者ということですが、農地の所有者、またはその耕作をされている方、そこら辺で変わってきますので、その中で特に受益を受ける者とい

うふうな文言にしているところであります。以上です。

議 長 高以良議員。

10番高以良 条文の中に第1条とか第2条、書き出しの前半の部分に施行という言葉があります。行う字ですね。この施行の意味っていうか、どの時点からが施行に入ったということになるのか。最初の課長の説明の手続きがありましたけども、その流れで行って、どこからが施行したっていうことになるのかということについてお尋ねします。

議 長 高以良議員。

10番高以良 質問の意味がもしかしたらわかりにくいかなと思いますが、施行っていうのは普通工事をする、工事の工を想像しがちなんですけど、特にここでは行う方の施行っていう言葉を使ってあるので、そこら辺の意味が、行う方の施行、工事だったら現場で着手したっていうことでわかりやすいと思うんですけど、行うの施行はどの時点からが施行ということになるのかですね、お尋ねします。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 第2条、事業の施行に、すみません、第1条ですね。第1条の川棚町が施行した農地っていうことですけども、災害発生から、先ほど申しましたように、3週間以内に申請をして、このときに負担金徴収の確約書をいただくというようなことですので、まだここでは施行したということにならないと。やはり工事が完成したときに川棚町が施行したというふうなことになるのではないかと。その後、負担金の徴収をするというふうなことになるというふうに思っております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第40号「川棚町農地災害復旧事業分担金徴収条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第40号「川棚町農地災害復旧事業分担金徴収条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:30)

議 長 次に、日程第11、議案第41号「川棚町営土地改良事業計画の変更の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第41号「川棚町営土地改良事業計画の変更の件」の提案理由をご説明いたします。

平成24年度より川棚町営事業として実施をしております、農村地域防災減災事業、川棚第2地区につきまして、平成29年度をもって事業完了となりますが、事業実施に伴い土地改良事業計画に変更が生じております。土地改良事業計画の変更につきましては、土地改良法第96条の3第1項の規定に基づき議会の議決を得る必要があることから今回提案するものであります。

詳細につきましては、農林水産課長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 それでは、詳細について説明いたします。議案書の中にあります表をご覧ください。上が変更前、下が変更後となっております。ま

ず、表の事業名につきましては、農村災害対策整備事業から農村地域防災減災事業に変更になっております。

次の施工場所については変更ありません。

次に工事概要ですが、農業用ため池整備 n = 1 箇所、農業用排水施設整備 L = 39 m、農業用排水路施設整備 n = 1 箇所、これについては変更ありません。次の緊急避難路整備につきましては、L = 970 m が L = 962 m、8 m の減となっております。次の情報基盤施設整備 n = 1 式については変更ありません。

次の事業費ですが、3億1,200万円が3億4,720万円と3,520万円の増となっております。この増額の主なものにつきましては消費税8%、それと物価変動、そういったもので約1,800万程度。防災無線の子局、これを各地区に、昔の防災無線が建っておりまして、その支柱を利用するというにしておりましたけれども、それが何年持つかわからない状態でしたので、新しく支柱を新設しております。それにより増が主なものであります。

次の事業年度、施行方法については変更ありません。

計画概要につきましては、次のページから参考資料の1と2をつけております。まず参考資料1、その右の下の表で、黒が変更前で、赤が変更後となります。ここの図面の表番号の1番極ノ水ため池、中山ですね、それで2番が中田川の用排水路、これは小串の丸堤ため池の下流になります。

3番が尻無川用排水路、これは新谷です。これは転倒堰を設置しております。4番が棚尾緊急避難路、上組、上組の公民館から登るところであります。

5番が情報基盤施設整備（防災無線）、これにつきましては次のページ、ちょっと小さいですけど、次のページの赤、赤の数字、これが農業振興区域内にあるもので補助対象の子局ですね、になります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。よろしいですか。

「な し」の声あり

議 長 はい、ありませんね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第41号「川棚町営土地改良事業計画の変更の件」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第41号「川棚町営土地改良事業計画の変更の件」は、原案のとおり可決されました。

(14:37)

議 長 次に、日程第12、議案第42号「川棚町下水道事業の設置等に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第42号「川棚町下水道事業の設置等に関する条例」について、提案の理由をご説明いたします。

本町の下水道事業につきましては、これまで公共下水道事業特別会計において実施をしておりますが、今回、国からの要請もあり、下水道事業の健全かつ安定的な運営を行っていくことを目的として、平成30年度から下水道事業に地方公営企業法を一部適用し、会計方式をこれまでの官公庁会計方式から企業会計方式に移行することとしております。このため、地方公

営企業法第4条の規定に基づき、本条例の制定を行うものであります。

詳細につきましては水道課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 下水道課長。もとい、水道課長。

水道課長 それでは、詳細な説明をさせていただきます。これにつきましては川棚町下水道事業の設置に関する条例の制定についてですが、下水道事業に地方公営企業法を適用させる目的と、地方公営企業法の内容について説明をさせていただきます。本日お配りをさせていただいております議案説明資料の方をご覧ください。冒頭に目的を書いております。ちょっと読み上げます。川棚町の下水道事業は、平成元年に着手し、平成28年度末には下水道普及率も69.5%の水準まで向上しております。現在は整備・推進の段階ですが、下水道整備が完了した後は、将来的に維持管理・更新の段階へと移行していくということとなっております。

少し飛ばしまして、2行飛ばしまして、これから先も安心してご利用いただくためには経営状況を的確に把握し、限られた財源をより有効に活用する仕組みの中で、長期的・効率的に健全かつ安定した事業経営を行うことが必要となってきたところでございます。

そのために下水道事業に地方公営企業法を適用し、経営の視点を重視する企業会計方式を導入することにより、利用者の視点に立った健全かつ安定的な事業経営を構築する考えでございます。平成30年4月1日から法的化を行うために地方公営企業法第4条の規定に基づき川棚町下水道事業の設置等に関する条例の制定を提案をするものでございます。

まず、地方公営企業法の内容とその適用について説明をいたします。下の方に行っていただいて、2の会計方式の変更でございます。ここはですね、地方公営企業法は適用の方法が2種類ございまして、法の全部の適用の規定を適用する全部適用と、法の一部である財務規定のみを適用する一部適用がございまして、(2)の方を読み上げます。地方公営企業法を適用することにより、会計方式が現在の官庁会計方式、これは単式簿記でございます。から、企業会計方式への変更となります。貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書といった財務諸表の作成を通して、下水道事業の経営状況がより明確になり、総合的な事業評価を行うことができるよ

うになると、期待をされておるところでございます。

資料を1枚めくっていただきまして、上段の2の(1)地方公営企業ですが、地方公営企業とは地方財政法施行令第46条に掲げられている13の事業をいいますということで、右側の方に13の事業を列記しております。この中に13番として公共下水道がございます。

一番下の表でございますが、地方公営企業の企業法第2条では当然適用と任意適用というものが規定をされております。当然適用はご存じのとおり全部適用で水道事業があります。今回は、下水道事業については任意適用の全部または一部適用と。どちらかを選択するというので、公共下水道事業がございます。次に3ページの方をお願いいたします。

3ページの上段には官庁会計方式と企業会計方式を比較のために記載をしております。企業会計方式では、経営に着目した経理手法で経営状況などを明確に表現するために考えられたものです。財務諸表を作成することで経営資産を的確に把握することができますということとなっておりますので、その比較のために表しております。

下の表ですが、表3です。(4)地方公営企業法の全部適用と一部適用ということで、地方自治法の特別会計に係るもの、また、地方公営企業の企業会計に係るものということで、地方公営企業については一部適用と全部適用があるということで、左の方に組織(管理者)と書いてあります。

これは特別会計については町長が地方自治法139条によって長となるということになっておりますが、今回は、今回の下水道事業については点線の中で括っております一部適用ということで、町長は地方公営企業法第34条の2により町長となるということとなっております。財務については官庁会計方式が特別会計ではございますが、企業会計方式の複式簿記を活用するというので、最後に職員の身分の取り扱いということで、一部適用については地方公務員法の適用を受けるということで、これまでと同様のスタイルというふうになっております。続きまして4ページをお願いいたします。

4ページの(2)地方公営企業法の全部適用と一部適用という欄でございますけれども、一部適用で下水道事業に地方公営企業法を適用する場合、全部適用と一部適用があると言いましたけれども、それを選択をする必要が

ございます。どちらを選択するかは下水道の規模と水道事業の実施をしているかどうかなど判断が分かれるところでございます。本町といたしましては、人口の大きな市町で汚水処理場を持っていて、自前で汚水処理を行っている場合にはちょっと該当しないのかなと考えられまして、本町の場合は処理人口も少なく、大きな資産を持っていないので一部適用ということで考えておるところでございます。（２）の、資料の方の（２）の４行目からですが、川棚町の下水道事業については地方公営企業法の財務規定等を適用する一部適用により、企業会計方式で移行する方針ということで考えておるところでございます。

あとは（３）でございますが、一部適用で法適化と書いておるところでございます。経営状況と財政状況の明確化に法適化の主眼をおくことから、財務規定等を適用する一部適用で十分に目的を果たすことが可能と。

全部適用を行った場合、その優位性が発揮できず、かえって事務等が煩雑化し、事務効率が下がる恐れがあります。川棚町の組織体制と事業規模を考慮して一部適用で法適化をすることが現実的であるというふうに判断をしておるところでございます。続きまして５ページの方をお願いいたします。

中ほどに、国の動きと県内の法適用の状況を記載をしております。総務省から平成２６年８月に「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」が示されました。そのあと２７年１月に総務大臣通知で「公営企業会計の適用の推進」についてが示されまして、平成２７年度から平成３１年度までの５年間で、公営企業会計導入の集中取組期間として設定をされております。その中で下水道事業や簡易水道事業については、特に公営企業会計を適用する必要性が高い事業ということで、重点事業と位置付けられまして、人口３万人以上の市区町村については、集中取組期間内に公営企業会計に移行することが必要とされております。

ちなみに、ここに記載をしておりますが、３万人以下についても同じ期間で移行することが望ましいということでされておるところでございます。以上、地方公営企業法の目的とか内容について、資料からかいつまんで説明をさせていただきました。

続きまして本題の方でございますけども、川棚町下水道事業の設置等に関

する条例のことについて説明をさせていただきます。議案書の方をお願いいたします。法適化するには地方公営企業法によりこの設置等に関する条例を制定する必要があります。本条例は1条から8条までであります。すべて地方公営企業法の規定により法適化する場合には、条例で定めなければならない事項を規定をしておるところでございます。それぞれ条文についてご説明をいたします。

第1条でございます。下水道事業の設置は、下水道事業の目的と設置を規定するもので、地方公営企業法第4条では、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は条例で定めなければならないと規定されておりますので、これに基づいたものでございます。

第2条でございます。法の財務規定等の適用は、法の適用と適用の範囲を地方公営企業法第2条第3項及び施行令第1条第2項に基づき規定をしているものでございます。最終行に「財務規定等を適用する」という文言がございます。この文言を規定しますと、法の一部適用であるということを示しているものでございます。

第3条でございます。経営の基本で地方公営企業法第4条に基づき、経営に関する基本的事項としては、経営の原則と事業規模を規定をしておるところでございます。

第4条は重要な資産の取得及び処分に関して、予算計上を行う際に法第33条第2項の規定により、その計上すべき重要な資産について、あらかじめ条例でその額等を施行令第26条の3に基づき定めておく必要があるために規定をするものでございます。なお、施行令第26条の3の別表に規定をします重要な資産の基準の中に、市町村にあつては5,000㎡以上のものに限るという規定がございます。また、予定価格については町村の下限を700万円という規定がされておりますので、これを根拠にして面積金額を決定をしておるところでございます。

次に第5条でございます。議会の同意を要する賠償責任の免除は町長が、職員の与えた損害が避けることのできない事故、その他やむを得ない事情によるものであると認められるときに議会の同意を得ることなく、賠償責任についての免除を弾力的に行えるよう、その許容額をあらかじめ法第34条の規定により規定するものでございます。本条については、本町の水道事業や

県内の適用団体の状況等を参考とし、10万円と規定をしておるところでございます。

第6条でございます。議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等は、負担付きの寄附または贈与の受領で、その金額または目的物の価額及び法律上の町の義務に属する損害賠償の額の決定に係る金額、一定の金額未満のものについては例外的に議会の議決を不要とすることにより、企業の能率的及び経済的な業務運営を確保しまして、管理者の自主性を強化するために法第40条第2項に基づき、条例でその許容額を規定するものでございます。この本条の額につきましても、本町の水道事業でありますとか、県内の適用団体の状況を参考としております。

第7条でございます。会計事務の処理は法34条の2において条例で定めることにより、出納その他会計事務に係る権限は、その一部を会計管理者に行わせるものとするとして、その委任の範囲を規定をしておるものでございます。

第8条の業務状況説明書類の作成は、企業の業務状況の説明書類の作成時期でございます。作成時期とその内容についてでございます。法第40条の2第1項の規定に基づき規定するものでありまして、作成時期については、地方自治法の243条の3第1項の規定による一般会計等の財政状況の公表時期と一致させることが望ましいとされていることから、本町の財政事情説明書の作成及び公表に関する条例、これの第2条及び第3条に定める時期と同一となるように、また、水道事業と同様に規定をしておるところでございます。

附則であります、施行期日については平成30年4月1日から施行するということといたしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。三岳議員。

3 番 三 岳 3番、三岳です。この条例のですね、第4条に重要な資産の取得及び処分という文言が入っているわけですけども、この中におきましてですね、700万と5,000㎡ですか、それについては予算に定めなければならないというふうになっているんですが、例えば以下の金額とか

ですね、以下の面積についてはどうなるのかなとちょっと思ったものから、どのような処理になるのでしょうか。

議 長 水道課長。

水道課長 第4条につきましては、その根拠は先ほど申しましたように、施行令第26条の3の別表に規定をしてあるところでございまして、これより以下についてはどのようにするというような、法の施行令の記載は特にないところでございますので、予算上もお示しをしなくていいというふうに考えておるところでございます。以上です。

議 長 続けて答弁があるんですか。

水道課長 はい。

議 長 はい、じゃあ水道課長。

水道課長 はい。すみません、座ってしまいました。予算で定めなければならぬということですので、予算上は定めはいたしますけども、議決等の必要はないというふうに、議案としてこう提出するということは考えていないところでございます。以上です。

議 長 三岳議員。

3番三岳 3番、三岳です。ちょっとそういうふうには読み取れないんですけどもですね。例えばそれ以下のですよ、そういった土地とかを取得するというときには、当然予算書にですよ、計上しなければならないわけでしょう。ですから、議会に対してのことをここで謳ってあるのかですね。それとも、一般的な下水道の経理上、それを予算に上げなくていいという判断をされているのかですね。その見解はいかがですか。

議 長 水道課長。

水道課長 企業会計の予算書についてはいわゆる3条予算、4条予算でございますが、そういうものにはこの基準以下でも計上はしていくところでございます。ここについてはこの設置条例上、定めておく必要があるということになっておりますので、地方公営企業法施行令を引用いたしまして規定をしておるところでございます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号「川棚町下水道事業の設置等に関する条例」は産業建設文教委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第42号「川棚町下水道事業の設置等に関する条例」は、産業建設文教委員会に付託することに決定をいたしました。

(15:03)

議 _____ **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(15:03)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 _____ 初手安幸

会議録署名議員 _____ 山口隆

会議録署名議員 _____ 田口一信